

蘭越町森林整備計画(案)

計画期間 自 平成25年 4月 1日
至 平成35年 3月31日
(平成30年 3月31日変更)

蘭 越 町

計画変更の理由と始期

1 変更理由

地域森林計画の変更に伴う変更

2 変更始期

平成30年4月1日から適用する。

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題
- 2 森林整備の基本方針
 - (1) 地域の目指すべき森林資源の姿
 - (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策
- 3 森林施業の合理化に関する基本方向

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項
 - (1) 人工造林の対象樹種
 - (2) 人工造林の標準的な方法
 - (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間
- 2 天然更新に関する事項
 - (1) 天然更新の対象樹種
 - (2) 天然更新の標準的な方法
 - (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在
- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
 - (1) 造林の対象樹種
 - (2) 生育し得る最大の立木の本数
- 5 その他必要な事項

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法

その他間伐及び保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
- 2 保育の作業種別の標準的な方法
 - (1) 下刈
 - (2) 除伐
 - (3) つる刈り
- 3 その他必要な事項

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
 - (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養林）
 - (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成すべき森林その他水源涵養機能維持林以外の森林
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法
 - (1) 区域の設定
 - (2) 森林施業の方法
- 3 その他必要な事項
 - (1) 水資源保全ゾーン
 - (2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）
 - (3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）

- 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
 - 1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針
 - 2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策
 - 3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項
 - 4 その他必要な事項
- 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項
 - 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
 - 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
 - 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
 - 4 その他必要な事項
- 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
 - 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
 - (1) 路網密度の水準
 - (2) 作業システムに関する基本的な考え方
 - 2 路網設備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
 - 3 作業路網の整備に関する事項
 - (1) 基幹路網に関する事項
 - (2) 細部路網に関する事項
 - (3) 基幹路網の維持管理に関する事項
 - 4 その他必要な事項
- 第8 その他必要な事項
 - 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
 - (1) 人材の育成・確保
 - (2) 林業事業者の経営体質強化
 - 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
 - 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
 - 4 その他必要な事項

Ⅲ 森林の保護に関する事項

- 第1 鳥獣害の防止に関する事項
 - 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
 - (1) 区域の設定
 - (2) 鳥獣害の防止の方法
 - 2 その他必要な事項
- 第2 森林病虫害の駆除及び防除、火災に防除その他の森林の保護に関する事項
 - 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
 - (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法
 - (2) その他
 - 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）
 - 3 林野火災の予防の方法
 - 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
 - 5 その他必要な事項
 - (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分
 - (2) その他

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 3 森林の総合利用の推進に関する事項
- 4 住民参加による森林の整備に関する事項
 - (1) 地域住民参加による取組に関する事項
 - (2) 上下流連携による取組に関する事項
 - (3) その他(青少年の学習機会の確保に関する事項)
- 5 その他必要な事項

別表 1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

別表 2 公益的機能別施業森林における森林施業の方法

別表 3 鳥獣害の防除の方法

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備及の現状と課題

本町は、後志総合振興局管内の南西部に位置し、北部にはニセコ連邦の一部を形成している雷電岳、目国内岳、チセヌプリなどが連なり、この一帯はニセコ・積丹小樽海岸国定公園区域となっています。また、町のほぼ中央を東西に尻別川が約30kmにわたり貫流しており、尻別川とその支流沿いに耕作地が開け、集落が形成されています。

本町の総面積は44,968haであり、森林に恵まれており、森林面積は35,222haで、総面積の78%を占めています。また、森林のほとんどが民有林であり、その内訳は私有林18,651ha、道有林14,702ha、町有林1,762haとなっています。そのうちカラマツ及びトドマツを主体とした人工林の面積は7,478haであり人工林率は36%、年齢構成では、6～7年齢の林分も多く、今後、保育、間伐を適正に実施していくことが重要です。

本町の森林は地域住民の生活に密着した里山から、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林帯、さらには、大径木の広葉樹が林立する天然生の樹林帯まで多様性に富んだ林分構成になっております。

地球規模での環境負荷が増大する中、森林の有する多面的機能が着目されています。本町では「蘭越町総合計画」に基づいて①水土保全林の整備と保全（保育・間伐、高齢級・複層状態森林への誘導、山地災害防止等）、②森林と人との共生林の整備と保全（保育・間伐、広葉樹導入、野生生物の回廊の確保、保健・文化・教育機能の発揮等）、③資源の循環利用林の整備と保全（施業集団化・機械化、造林・保育・間伐、林道・作業網整備、森林組合支援等）④植林事業の充実（初田牧場、港牧場、北の魚つきの森事業等）に取り組んでいます。また、「蘭越町環境基本条例」の基本理念を実現するうえでも、森林の整備及び保全は重要となっており、課題として以下のとおりです。

南西部の上目名地区、北東部の吉国地区などでは、カラマツ・トドマツを中心とした造林が盛んに行われており、年齢構成も他の地区から比べて高く、伐期を迎える林分も多く存することから林業生産活動を通じた適切な森林整備を図るとともに、環境に優しい素材である木材の有効活用の観点から、計画的な伐採を推進することが重要です。また、下流域に農地があることから、山地災害防止機能の高い森林の整備も求められています。

相生・清水地区をはじめとして本町は天然生の広葉樹林が広く存しますが、環境保全を重視した森林整備を進めるうえで、広葉樹の保全や施業に対する要請が高く期待されます。また、田下、讃岐、吉国地区など水源かん養保安林の整備が重視されます。

南西部の目名地区においては、本町の特産品のひとつであるシイタケ栽培が盛んで、品質の高い原木栽培を継続することが重要であり、シイタケ原木の安定的供給が必要です。

北東部の湯里・日出地区は、温泉・スキー場等の滞在型のレクリエーション施設と土地の開発が進んでいる地域であり、周辺の広葉樹林等については、人々の憩いの場として遊歩道、林内整備等が求められます。

港・初田地区については、特に海岸に近く位置していることなどから、魚類等の水生生物の生息環境と深くかかわる森林として重視した整備及び保全をすることが求められています。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少等の社会的情勢の変化も考慮しつつ、さらには放射性物質の影響等も考慮し適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持増進を推進する。また、これらを踏まえて森林の状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施やリモートセンシング及び森林GISの効果的な活用を図ることとします。

このため、森林を地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材等生産機能の維持増進を図る森林（以下「木材等生産林」という。）の区域を設定するとともに、公益的機能別施業森林については、水源の涵養の機能の維持増進を図る森林について「水源涵養林」、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について「山地災害防止林」、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について「生活環境保全林」、及び保健文化の維持増進を図るための森林施業を維持すべき森林について「保健・文化機能等維持林」の区域（以下「森林の区域」という）を設定します。

さらに、「水源涵養林」においては、水道取水施設上流部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」、また、「保健・文化機能等維持林」においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性保全の機能の発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）」及び貴重な森林生態系を維持し特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。

なお、「水源涵養林」において、木材等生産機能も併せて維持増進を図るべき区域については、「木材等生産林」との重複区域として設定することとします。

この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとします。

また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理経営に必要不可欠であり、農山村地域の振興にも資することから、計画的な路網整備を推進することとします。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備の基本方針は次表のとおりとします。

【森林の区分と森林整備及び保全の基本方針】
 公益的機能別施業森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	整備及び保全の基本方針	
水源涵養機能	水源涵養林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る施業を推進する。	
	水資源保全ゾーン	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業を推進する。	
山地災害防止機能／土壌保全機能	山地災害防止林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を推進する。 また保安林の指定及びその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。	
快適環境形成機能	生活環境保全林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、及び防風・防潮や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。	
保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能	保健・文化機能等維持林	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。 史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した設備が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林。 原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。	保健・レクリエーション利用や文化活動、生物多様性の保全を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。 また、保健・風致等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあつては、自然条件や道民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。なお、史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあつては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。	
	生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	日射遮断、隠れ場形成など野生生物の生育・生息に適した森林や、周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	水辺における生物多様性保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生回避を図る施業を推進する。
		保護地域タイプ	原生的な森林生態系を構成し、希少な生物の生息・生育に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	希少な野生生物の生息・生育地確保の観点から、原生的な森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。

公益的機能別施業森林以外の森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

なお、次の地区については、それぞれの状況に合わせて施業を行うこととします。

- ① 昆布地区においては、景観の維持向上を図り、森林とのふれあいの場を提供するため、広葉樹の育成を図るとともに、歩道等の整備を促進することとします。
- ② 蘭越地区においては、残された里山林を保全するとともに地域住民の憩いの場としての整備を推進することとします。
- ③ 目名地区においては、シイタケ原木の計画的な供給を推進するため、ナラ類を中心とする森林施業を推進します。
- ④ その他の地区については、山地災害防止機能を重視し、住民の生活安定・向上のため計画的かつ効率的な森林整備を推進することとします。

その他必要な事項として

ア 山地災害防止機能をより一層高度に発揮させるため、急傾斜地や沢沿いで森林土壌が薄く表層崩壊が起こりやすい箇所や流木被害のおそれがある地域については、根茎の発達を促し、下層植生が発達した良好な森林を育成するため適切な保育・間伐等の促進に努めものとします。

なお、保育・間伐後に発生する枝条等についても適切に処理し、流木被害の一要因とならないよう十分留意するものとします。

また、皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るなど、根系の発達や下層植生の繁茂が良好な森林の育成に努めるものとします。

イ 公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる森林の構造を基本におき、植栽本数の低減や植栽時期の分散を図るものとします。

3 森林施業の合理化に関する基本方向

小規模の森林所有形態や林業従事者の高齢化に対応するため、森林所有者、森林組合、関係機関等関係者の合意形成を図りながら、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、地元産材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進するものとします。

また、森林整備を推進する上で最も重要となる林業労働力について、本町の林業労働の担い手である南しりべし森林組合は、現在、保育作業を中心とした体制となっていますが、今後主伐期を迎える林分が多く、また、間伐を計画的に推進するためにも、高性能林業機械の導入も含め、伐採を計画的に実施するための体制整備を推進することとします。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、町内の標準的な立地条件にある森林における平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案し、次の表のとおりとします。

樹種		林 齢
人 工 林	エゾマツ・アカエゾマツ	60
	トドマツ	40
	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	30
	スギ	50
	その他針葉樹	40
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	30
	その他広葉樹	40
天 然 林	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
	“ 広葉樹	80
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹（注）	25

（注）「主としてぼう芽によって生立する広葉樹」とは、薪炭材、ほだ木等の原木生産を目的として、ぼう芽によって更新を図る広葉樹をいいます。

標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定められるものであり、森林施業計画の認定基準や、保安林の伐採における適否判定基準等に利用されます。

なお、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

Iの2の森林整備の基本方針を踏まえ、適切な森林の施業方法により、立木を伐採することとします。

（1）主伐

主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法については皆伐又は択伐によることとします。

ア 皆伐

皆伐については、主伐のうち、イの択伐以外のものとします。

皆伐に当たっては、気象、地形、地質、土壌等の自然条件のほか車道等や集約からの距離といった社会的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置や景観への影響に配慮し、適確な更新を図ることとします。

また、一箇所当たりの伐採面積は、原則として20ヘクタールを超えないよう、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散並びに伐採期間の長期化に努めることとします。

伐採の時期については、地域の森林の齢級構成等を踏まえ、森林の有する多面的機能発揮との調和に配慮することとします。

イ 択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うこととし、原則として材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とするよう努めることとします。

なお、択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持推進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持することとし、適切な伐採率によることとします。

（2）主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

- (3) 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に、伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等を考慮して行うこととします。
- なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新の確保が図られるよう配慮することとします。
- (4) 複層林施業の主伐を行う場合は、上層木の樹冠層を保残させることに特に留意し、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うこととします。

3 その他必要な事項

(1) 木材等生産林に関する留意事項

木材等生産林においては、持続的、安定的な木材等の生産を図るため、資源の保続に配慮し、齢級構成に留意しながら、施業の集団化や機械化を通じた効率的な伐採に努めることとします。

(2) その他伐採に関する留意事項

ア 適切な人工林資源の循環利用を維持するため、高齢級間伐等も取り入れた長伐期施業に取組み、資源の平準化を図ることとします。

なお、長伐期施業を実施する林分の選定に当たっては、地位が高く、間伐等により適切に密度管理を行ってきた箇所や風雪害は少ない地域を選択するなど、長伐期施業の導入が可能な林分であるかを判断しながら進めることとします。

イ 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等、森林における生物多様性の保全などのために必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

ウ 次の地域は、林地崩壊、生態系のかく乱などにつながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難となることから、皆伐を行わないよう努めることとします。

(ア) 確実な更新が困難な湿地・風衝地・岩石地等

(イ) 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地・石礫地・沢沿い等

(ウ) 野生生物の生育・生息の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等

エ 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等に当たっては、必要に応じて保護板（あて木）を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めることとします。

オ 伐採等の実施に当たっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、浸食防止に努めることとします。

なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を土壌が凍結する冬季間に行うなど時期や方法に配慮することとします。

また、特に河川周辺で造材を行う場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意することとします。

カ 高性能林業機械を積極的に導入し、効率的な作業を目指すとともに、労働安全に努めることとします。

キ 特色ある森林景観や野生生物の生育・生息環境の保存に配慮した伐採を行うこととします。

特に、クマゲラ、シマフクロウ、クマタカ及びオオタカなどの希少鳥類等について、営巣木が確認された場合、その営巣木の位置や営巣期間等に配慮し、伐採の内容や伐採の時期の調整を行うこととします。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

Iの2の森林整備の基本的な事項を踏まえ、適切な森林整備方法により、人工造林をすることとします。
また、効率的な森林整備を行うため、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた施業プランの下で人工造林を検討することとします。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、気象・地形・地質などの自然条件への適合、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向及び木材需給状況等にも考慮し、選定するものとします。

また、多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討するものとします。特に河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定するものとします。

なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮するものとし、育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、植栽樹種を選定するものとします。

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	カラマツ、トドマツ、エゾマツ アカエゾマツ、グイマツ（F1を含む）、 ヤチダモ、カツラ、カバ類、ドロノキ ハンノキ、ミズナラ、その他郷土樹種	

なお、その他郷土樹種及び定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選択することに努めるものとします。

(2) 人工造林の標準的な方法

① 育成単層林施業

造林に際しては、寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹林帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うものとし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気象、地形、地質、土壤等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽するものとします。特に水土保全林にあつては、林地の安定化を目的とした無立木地等への植栽を積極的に行うものとします。

地拵えは、それぞれの地域の地形、土壤、植生、気象条件及び過去の野ねずみ被害の状況等を考慮したうえで、全刈り又は条刈りにより行うものとします。

植栽時期は春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うものとします。

植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討するものとします。

植栽本数の検討に当たっては、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の高度発揮や植栽コストの低減を図ることを目的に本数の低減についても併せて検討するものとします。特に、初期成長が早く、通直性や耐鼠性が向上したグイマツ雑種F1等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めるものとします。植栽本数の低減に当たっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討するものとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあつては、天然更新木の積極的な活用による植栽本数の低減を検討するものとします。

効果的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入について努めることとします。

【植栽本数】

単位 本/ha

仕立ての方法	樹 種			
	カラマツ	トドマツ	その他針	広葉樹
密仕立て	2,500	2,500	2,500	2,500
中仕立て	2,000	2,000	2,000	2,000
疎仕立て	1,500	1,500	1,500	1,500

なお、定められた標準的な本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な植栽本数を判断して行うように努めるものとします。

植栽時期	樹 種	植栽時期
春植え	トドマツ、アカエゾマツ	4月初旬～6月上旬
	カラマツ、その他	4月初旬～5月下旬
秋植え	トドマツ、アカエゾマツ	9月上旬～11月下旬
	カラマツ、その他	9月下旬～11月下旬

②育成複層林施業

施業に当たっては、下層木の成長に必要な照度を常に確保するものとします。

植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けるものとし、植栽の本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とするものとします。

【複層林の導入に伴う植栽本数の例】

蘭越町のカラマツ林で材積率30%の択伐を行い、カラマツを植栽して複層林とする。



蘭越町森林整備計画で示すカラマツの標準的な植栽本数が2,000本とすると

$2,000 \times 0.3 = 600$ となり、カラマツはおおむね600本以上を植栽することになります。

この植栽本数の考え方は、上層木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を避けるため、一定の蓄積が常に維持されるよう配慮するためのものです。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

なお、天然更新による場合は2(3)によることとします。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、ぼう芽更新ではイタヤカエデ、ミズナラなどとし、天然下種更新ではカンバ類やドロノキ・ハンノキなどとしします。

区 分	樹 種 名	備 考
天然更新の対象樹種	イタヤカエデ、ハンノキ、ミズナラ カンバ類、ドロノキなど	

(2) 天然更新の標準的な方法

① 天然更新の完了の判断基準

第2の(3)に定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の成立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種(注1)の稚幼樹等(注2)が、幼齡林(注3)にあつては成立本数が立木度(注4)3以上、幼齡林以外の森林にあつては林地面積(注5)に対する疎密度が30%以上となった状態をもって更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、ぼう芽性の強い樹種(イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラ等)を対象とし、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齡林にあつては成立本数が立木度3以上、幼齡林以外の森林にあつては林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は、区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について」(平成24年5月15日付け森林第111号森林計画課長通知)によることとします。

(注1)「高木性樹種」とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10m以上になる樹種です。

(注2)「稚幼樹等」とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

(注3)「幼齡林」とは、伐採後おおむね15年生未満の森林をいいます。

(注4)「立木度」とは、幼齡林(おおむね15年生未満の林分)において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数(天然更新すべき本数の基準)との対比を十分率であらわしたもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。

なお、伐採後5年を経過した林分における天然更新の対象樹種の期待成立本数は、別途定める「天然更新の完了の判断基準について」によるものとします。

$\text{立木度} = \text{現在の林分の本数} / \text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数}$

(注5)「林地面積」とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

(注6)「天然更新をすべき期間は満了した日における期待成立本数」

広葉樹		針葉樹(中層、下層は広葉樹に準じる)	
階層	期待成立本数	階層	期待成立本数
上層	300本/ha	上層(カラマツ)	300本/ha
中層	3, 300本/ha	上層(その他の針葉樹)	600本/ha
下層	10, 000本/ha		

上層：母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齡林、老齡林(天然林の標準伐期齡)

中層：伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層木より樹冠面積の小さいもの

下層：中層木より樹冠面積の小さいもの

② 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を行う場合には、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや枝条整理等を行うこととし、ササなどの競合植物により天然稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出し等を行うこととします。

また、ぼう芽により更新を行う場合には、樹液の流動期(6~8月)を避けて伐採することとし、ぼう芽の発生状況等を考慮の上、必要に応じ芽かき又は植込みを行うこととします。

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い更新を確保することとします。

なお、かき起こしの実施に当たっては、林地の保全に十分留意することとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保することとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、皆伐、択伐に関わらず原則として伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了させることとします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採場終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を行うこととします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

主伐後の適確な更新を図るため、天然更新が期待できない森林を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」とし、植栽により更新を図ることとします。

特に、カラマツやトドマツなどの人工林資源の保続を図るとともに、確実かつ早期に更新を図るため、木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域に位置づけられている森林のうち、人工林の全森林について指定します。指定する森林の区域は次のとおりです。

【一般民有林】

林班3～19、21～30、32～44、46、47、51～57、60、61、63、65、66、68～81の木材生産林のうち人工林となっている林小班

【道有林】

林班171、172の水資源保全ゾーンとなっている林小班

なお、上記の森林において、主伐を行う場合は、「伐採跡地の人工造林をすべき期間」の期間内に人工造林を行う必要があります（注）。

（注）植栽の具体的な方法については、森林経営計画の実施基準として、農林水産省令による基準が適用されます。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林においては、1の(1)によるものとします。

イ 天然更新においては、2の(1)によるものとします。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

2の(2)において記載している「5年生の天然更新の対象樹種の期待成立本数」によるものとします。

5 その他必要な事項

(1) 土砂の流出が懸念される急傾斜地等で地拵えを行う場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意するものとします。

(2) 伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等の更新を確保します。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 間伐は、林冠がうっ閉し、林木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、伐採後一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行うこととします。

(2) 間伐に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととします。特に、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意することとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等については、次表のとおりとします。

樹種 (生産目標)	施業方法	間伐の時期 (林齢)					間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
カラマツ 【ガマツの類樹種】 (一般材)	植栽本数: 2,000本/ha 仕立て方法: 中庸仕立て 主伐時の設定: 450本/ha	26	36	48	—	—	選木方法～定性及び定量 間伐率～20～33% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満: 10年 標準伐期齢以上: 12年
トドマツ (一般材)	植栽本数: 2,000本/ha 仕立て方法: 中庸仕立て 主伐時の設定: 500本/ha	24	32	40	50	—	選木方法～定性及び定量 間伐率～20～33% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満: 8年

注1) 「カラマツ間伐施業指針 (北海道林務部監修)」及び「トドマツ人工林間伐の手引き (北海道林務部監修)」などを参考とした。

注2) 植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法により、間伐時期が異なることに留意する。

2 保育の作業種別の標準的な方法

(1) 下刈りは、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うものとし、その終期は、造林樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断するものとします。

(2) 除伐は、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い造林樹種など、育成の対象となる林木と競合し成長を妨げるものを適時適切に除去することとします。造林樹種以外であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保存・育成するものとします。

(3) つる切りは、育成の対象となる林木の成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くこととします。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

なお、主要樹種ごとの標準的な保育の時期等については、次表のとおりとします。

樹種	年 植栽	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		カラマツ	春	①	②	②	①	①			
	秋		①	①	①	①	①				
トドマツ	春	①	①	①	①	①	①	①			
	秋		①	①	①	①	①	①	①		

樹種	年 植栽	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
		カラマツ	春						△		
	秋							△			
トドマツ	春						△				
	秋							△			

注) 1 カラマツには、グイマツ等を含みトドマツには、エゾマツ、アカエゾマツを含む。

注) 2 記載の例

①: 下刈り1回 ②: 下刈り2回

△: つる切り、除伐

3 その他必要な事項

(1) 資源の循環利用林において留意すべき事項

森林の健全性を確保し、利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施するものとします。
特に、枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて、適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うものとします。

また、保育コストの低減を図るため、緩傾斜地など機械での作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を検討するものとします。

(2) その他間伐及び保育に関する留意事項

林地崩壊や流木被害のおそれがある地域については、次の事項に留意して森林施業を行い、間伐の推進に努めるものとします。

(ア) 間伐や枝打ち等の保育を積極的に行い、下層植生の繁茂や樹根の生育を促し表土の安定を図るものとします。

(イ) 間伐等による伐倒木や林地残材のうち、河川に流出するおそれのあるものについては、極力林外へ搬出するなど適切に処理するものとします。

(ウ) トドマツについては、間伐作業等の外的要因による損傷を受けやすく、溝腐病等に冒されるおそれがあることから、間伐回数や伐期の調整を図るなど、林分ごとの施業方法に配慮するものとします。

(3) 要間伐森林及び計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林に関する事項

森林法第10条の10第2項に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要があるもの（以下、「要間伐森林」という。）について、要間伐森林である旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に対して通知します。

また、1及び3に定める間伐の基準に照らし、計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等は参考資料に掲載のとおりです。

(4) その他間伐及び保育に関する留意事項

木材等生産林に関しては、森林の健全性を確保し利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施することとします。

特に、枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うこととします。

また、保育コストの低減を図るため、緩傾斜地など機械での作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を検討することとします。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養林）

ア 区域の設定

水源涵養機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、水源かん養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表2のとおり定めます。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成すべき森林その他水源涵養機能維持林以外の森林

ア 区域の設定

①土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図る森林（山地災害防止林）

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区、その他山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、その他山地災害防止／土壌保全機能の評価区分が高い森林など、山地災害防止機能及び土壌保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

②快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林（生活環境保全林）

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や騒音・粉塵等の影響を緩和する森林、その他快適環境形成機能の評価区分が高い森林など、快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

③保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林（保健・文化機能等維持林）

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林、史跡等と一体となりすぐれた自然景観等を形成する森林、その他保健文化機能の評価区分が高い森林など、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地の縮小並びに回避を図るとともに、天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図ることとし、具体的には、公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢の概ね2倍以上とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行う森林として定めます。

それぞれの森林の区域については別表2のとおり定めます。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材の生産機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

(2) 森林施業の方法

木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、伐採時期の多様化・長伐期化を図るなど、生産生産目標に応じた林齢で伐採するものとし、人工林の主要な樹種の主伐時期については、次表を目安とします。

また、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

樹種	生産目標	仕立て方法	主伐時期
カラマツ (グイマツとの交配種を含む)	一般材生産・30cm	中庸仕立て	60年
トドマツ	一般材生産・32cm	中庸仕立て	60年

3 その他必要な事項

北海道の特性に応じた森林の整備・管理を進めるため、1の公益的機能別施業森林の区域に重複して次の区域を設定します。

(1) 水資源保全ゾーン

ア 区域の設定

水源涵養林のうち、属地的に水源涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、特に水質保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林の立地条件、地域の要請を踏まえ、特に、北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）第17条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について、別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

1の水資源涵養林における森林施業を基本としますが、更なる伐採面積の縮小及び分散化に努めることとし、森林経営計画の実施基準として伐採面積の規模の縮小を行うべき森林を、別表2のとおり定めます。

また、特に急傾斜地等土砂の崩壊又は流出するおそれのある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

施業の実施にあたっては、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造材及び搬出を冬季間に行うなど、時期や搬出方法等に留意するとともに、集材路等へ水切りを設置するなど降雨等により河川に土砂が流出しないよう、きめ細かな配慮を行うこととします。

伐採跡地については早期に確実な更新を図るものとし、

(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則20m以上の区域を小班単位又は小班の一部について、別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

1の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

施業の実施にあたっては、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用にあたっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細かな配慮を行うなど、伐採及び造材に伴う地表攪乱を最小限に抑えることとします。

(3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、特に保護地域として保全が必要と認める森林について林小班単位で、別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

1の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

また、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図ることとします。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

本町の森林所有者の65%は5ha未満の小規模な森林所有者となっていることから、施業の集約化による施業コストの低減と木材の安定供給を図る必要があります。このため、南しりべし森林組合及びその他の民間林業事業体による森林経営の受託や林地流動化の促進により、森林経営の規模拡大を促進することとします。

2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・斡旋などを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すこととします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進するほか、面的にまとまった共有林での施業の促進や経営意欲の低下した森林所有者等の森林について森林組合等による森林の保有・経営の円滑化を図ることとします。

また、森林施業の共同化を促進するためには、森林所有者間の合意形成を図ることが必要です。このため、市町村及び森林組合等による地域協議会等を開催するとともに、普及啓発活動を展開することにより、合意形成を図るとともに、森林施業の共同実施及び作業路網の維持管理等を内容とする施業実施協定の締結等により森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進することとします。

併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図ることとします。

3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業体と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内（5カ年間）において、自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権等が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業の行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

4 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の森林所有者の65%は5ha未満の小規模な森林所有者であり、森林施業を計画的、効率的に行うために、町、森林組合、森林所有者が地域ぐるみの推進体制を整備するとともに、集落単位での森林の施業の集約化を図っていくこととします。長期、短期の施業委託や路網の整備により、地域の森林整備を森林組合が中心となって計画的に進めていくこととします。

森林施業の共同化を促進するためには、森林所有者間の合意形成を図ることが必要です。このため、町及び森林組合等による集落懇談会等を開催するとともに、普及啓発活動を展開することにより、合意形成を図るものとします。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林法第10条の11の8第1項で規定される施業実施協定の締結の促進を図り、森林施業の共同実施及び作業路網の維持管理等について森林施業の共同化をより確実に進めます。

具体的には、森林所有者等へ施業等の受委託の働きかけを積極的に行い、森林組合等の意欲のある林業事業者への施業の集約化を図るものとします。また、不在村森林所有者への普及啓発活動を強化し、森林組合等による施業の長期受委託を促進するものとします。その際、長期的な施業受委託が円滑に進むよう、森林所有者等への情報提供と施業方法やコストを明示する提案型施業の普及及び定着を促進するものとします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する際には、次の事項に留意することに努めることとします。

ア 共同森林施業実施者は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にすること。

イ 共同森林施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業者等への共同による施業委託、種苗その他共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にすること。

ウ 共同施業実施者の一人がア又はイにより明確にした事項について遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同実施の実効性が損なわれないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にすること。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

(1) 路網密度の水準

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について、次のとおり定めます。

単位 路網密度：m/ha

区分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	100以上	35以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	75以上	25以上
急傾斜地（30°～）	架線系作業システム	15以上	15以上

注) 1「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラップル、ウィンチ、フォワーダ等を活用。

2「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用。

なお、本表は、木材搬出予定箇所で路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採・搬出を伴わない施業（造林、保育）を行う箇所に適用するものではありません。

(2) 作業システムに関する基本的な考え方

作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化、高効率化を図るためには、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることを主眼とした労働生産性の向上が不可欠となります。このためには、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。とくに作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を目安として主にグラップル、ウィンチ、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

傾斜区分	伐倒	集材《木寄せ》	造材	巻立て
緩傾斜地 (0°～15°)	フェラーバン チャー	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスタ・プロセッサ)
	フェラーバン チャー	スキッド【全木】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ
				(ハーベスタ・プロセッサ)
ハーベスタ	トラクタ【全幹集材】	ハーベスタ	グラップルローダ	
	《グラップルローダ》		(ハーベスタ)	
ハーベスタ	フォワーダ【短幹集材】	(ハーベスタ)	(フォワーダ)	
中傾斜地 (15°～30°)	チェーンソー	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスタ・プロセッサ)
急傾斜地 (30°～)	チェーンソー	スイングヤード	チェーンソー	グラップルローダ
		【全幹集材】		ハーベスタ・プロセッサ

※ () は、前工程に引き続き同一機種により実施する工程について記載。

※ 【】 は、集材方法

※ 集材《木寄せ》工程において、グラップルローダ（全幹）を集材に活用している事例がある。

2 路網設備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

作業路網の整備と併せて、効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を次のとおり設定します。

【一般民有林】

路網整備等推進区域名	面積	開設予定路線	開設予定延長	対図番号	備考

【道有林】

路網整備等推進区域名	面積	開設予定路線	開設予定延長	対図番号	備考
蘭越町川上地区	77ha	84林班線	2,700m	②	林業専用道
蘭越町三笠地区	33ha	貝殻沢	1,500m	②	林業専用道 (規格相当)

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

① 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日付け22林整備第602号林野庁長官通知）を基本として、道が定める林業専用道作設指針（平成23年3月31日付け森計第1280号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

② 基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設・拡張計画は次のとおりです。

【一般民有林】

単位 延長：km 面積：ha

開設/拡張	種類	区分	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	前半5カ年の計画箇所	対図番号	備考
開設	自動車道		和ッツイ	-1				
開設	自動車道		蘭越立川	-1				
開設	自動車道		貝川上目名	-1				
計				-3				
拡張	自動車道 (改良)		相生	-1				局部改良
拡張	自動車道 (改良)		川上1号	-4				橋梁改良
計				-5				

【道有林】

単位 延長：km 面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	路線名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	前半5ヵ年 の計画箇所	対図 番号	備考
拡張	自動車道 (改良)		昆布	0.2-1		○		局部改良
拡張	自動車道 (改良)		ピシカリベツ	1.0-1		○		局部改良
拡張	自動車道 (改良)		アオの沢	0.5-1		○		局部改良
計				1.7-3				
開設	自動車道	林業 専用道	84 林班	2.7-1	77	○		
開設	自動車道	林業 専用道	貝殻沢	1.5-1	33	○		
計				4.2-1	110			

(2) 細部路網に関すること

①細部路網の作設に関する留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、道が定める森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知）に則り開設します

(3) 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保については、就業相談会の開催、就業体験等の実施及び技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援並びに森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化及び雇用の安定化による他産業並みの労働条件の確保等雇用管理の改善並びに事業量の安定的確保、合併・協業化及び生産性の向上等による事業の合理化を一體的・総合的に促進するとともに、その支援体制の整備に努めることとします。

また、経営方針を明確化し、林業経営基盤を強化することにより、地域の林業の担い手となり得る林業経営体及び林業事業体を育成し、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、適切な森林施業を行い、労働安全管理に努める林業事業体を活用し、森林所有者の施業の円滑化を推進することとします。

国の「森林・林業基本計画」では、適正かつ効率的な森林整備の実施などのため、林業事業体に関する情報の登録・公表や評価する仕組みの導入を推進すること、また、北海道では、伐採跡地の増加、粗雑な施業が見受けられること及び労働災害等の発生率が高いことが課題となっています。

このため、北海道では、森林整備等を行う林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」が創設されました。

本町においても、本制度を周知・活用し、森林所有者等が森林整備等を林業事業体に委託して実施するにあたり、明確かつ客観的な事業体情報に基づいて事業実行者を選択することができるようにするとともに、適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める健全な林業事業体の育成を図ります。

(1) 人材の育成・確保

ア 林業に従事する者の養成及び確保の方向

新規的林業就業者や専門的知識を有する技術者の養成、高性能林業機械等高度な運転技術が必要とされるオペレーターや次世代を担う中堅労働者を対象とした作業リーダーの育成を行うための研修を積極的に活用することにより、新規雇用の促進と、人材の育成に努め、基幹的労働者の定着及び確保を図るものとします。

イ 林業労働者及び林業後継者の育成方策

① 林業労働者の育成

林業労働者の育成のため、次のとおり対策を進めることとします。

- ㊦ 林業従事者に対する技術研修の受講を推進し、林業従事者の技術向上に努めることとします。
- ㊧ 近隣市町村との連携による広域就労の促進により、雇用の通年化・安定化を図ることとします。

② 林業後継者等の育成

林業後継者等の育成のため、次のとおり対策を進めることとします。

- ㊦ 道内外の木材市況の動向把握に努め、情報を提供するとともに、木材消費の開拓について町としても検討をすることとし、林業経営の魅力を高めるようにすることとします。
- ㊧ 各種林業補助施策の導入について検討することにより、林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図るとともに、林業技術等の啓発、普及及び後継者の育成に努めることとします。
- ㊨ 林業後継者の活動の拠点となる施設の整備
該当なし

(2) 林業事業体の経営体質強化

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林整備事業の掘り起こしや、林業経営コンサルタントなど、経営の多角化や協業化等により、経営の体質強化、高度化を促進するものとします。

特に、地域の森林における森林整備の中心的な担い手や、山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や、事業活動の強化などを図り、地域の中核となる森林組合の育成に努めるものとします。

さらに、林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」により、森林所有者等が客観的情報に基づき森林整備等の受託者を選択することができるようにするとともに、適切な森林施業の実施や労働安全衛生管理に努める健全な林業事業体の育成に取り組むこととします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

木材の生産供給体制の整備と森林施業の合理化を図るため、従来からのチェーンソーと、トラクタによる作業システムに加え、ハーベスタによる伐倒、枝払い、玉切り作業とフォワーダによる短幹集材作業のシステムを活用するなど、高性能林業機械による効率的な作業システムの普及及び定着を図るものとします。

また、高性能林業機械の導入を推進するに当たっては、地域における地形、資源、作業量及び林業労働の動向を踏まえ、森林組合を中心に効果的、効率的な導入に努めます。

なお、作業種による高性能機械を主体とした林業機械の導入目標は次表のとおりとします。

作業の種類		現 状	将 来
伐採、伐倒		チェーンソー	チェーンソー、ハーベスタ
造材		チェーンソー	チェーンソー、プロセッサ
集材		林内作業車・小型集材車	林内作業車・小型集材車
造林 保育等	地拵 下刈	チェーンソー 草刈機	チェーンソー 草刈機
	枝打	人力	リモコン自動枝打機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本町における素材の生産流通・加工については、森林資源の成熟度が低いことから低迷しております。木材の流通に対する施策としては、間伐材を中心にその計画的実行を図り、間伐材の商品化及び需要開発を検討し有効利用を目指します。

特用林産物のうち本町の特産品のひとつであるシイタケについては、目名地区において生産が積極的に行われてはいますが、いずれも個人経営で小規模であり、生産量はほぼ横ばいです。今後については、原木ほだ木の安定的供給、経営の共同合理化及び品質の向上を図り、販路の拡大に努め生産振興を図ることとします。

また、自然食品志向に着目し、これまで利用されなかった樹木や山菜等を地域の新たな資源として見直し利用方法を開発することにより地域特産品として育成を図ることとします。

4 その他必要な事項

魅力ある地域社会を構築することは、林業後継者の育成・確保のためにも必要なことです。

このため、定住拠点となる住宅、取付道路、上下水道等の社会資本整備等、生活環境の整備を推進することとします。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

(1) 区域の設定

区域の設定対象とする森林は、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）」に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ及び、エゾシカ被害マップデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を林班単位で別表3のとおり定めます。

また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することとします。

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の的確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のとおり、エゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせ推進するとともに被害防止対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。（関連計画：北海道エゾシカ管理計画、鳥獣被害防止計画）

特に、生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生し、又はそのおそれのある森林については森林組合、林業事業者等の関係機関と連携し、適切な鳥獣害防止対策を早期に行うよう努めることとします。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木保護具の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等を実施します。

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施します。

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを現地調査や各種会議での情報交換、林業事業者や森林所有者等からの情報収集等を行うこと等により確認することとします。

また、食害の生じるおそれがある地域については、造林樹種の選定に当たりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討することとします。

第2 森林病虫害の駆除及び防除、火災に防除その他の森林の保護に関する事項

森林の保護等については、適切な間伐等の実施、保護施設等により、病虫害、鳥獣害、寒風害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、日常の管理を通じて森林の実態を的確に把握し、次の事項に考慮して適時適切にこなうこととします。特に現在・過去において諸被害にあった場所においては、同一樹種、同一林齢の人工林を大面積に造成することを避け、多様な樹種・林齢による人工林の造成や、バランスよく残すこと等により被害のリスクの低減を図ることとします。

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害については、被害の早期発見及び早期防除に努め、当該病虫害の種類や被害の程度に応じ、薬剤の塗布、被害木の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとします。

なお、森林病虫害のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う場合があります。

(2) その他

森林病虫害の被害の早期発見、早期防除のため、当町と北海道後志総合振興局、森林組合、その他林業関係者が連携して対応します。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

ア エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツ植栽地においてはネズミの生息場所となる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐鼠性の高い樹種を植栽するなどの対策を行います。

また、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺鼠剤の散布や防鼠溝の設置等の対策を実施することとします。

イ 鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び防除技術の開発等を行い早期防除に努めることとします。

ウ 森林の保護に当たっては、森林組合、林業事業者等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、必要に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導する等、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとします。

また、春先の乾燥時期には、森林巡視を強化するほか、森林の保護及び管理を要する重点地域を設け、効果的な防火線・防火道等の整備や保護標識の施設を設置することとします。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

蘭越町火入れに関する条例に基づき、許可を受けて実施するものとします。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

該当林分なし

なお、病虫害の盤円のために緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。

(2) その他

ア 気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹林帯を設けるなどの防止対策に努めることとします。

イ 森林の巡視に当たっては、民有林の中で、森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施することとし、特に森林法違反行為の

未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。

また、自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区等の区域、貴重な野生生物の生息・生育地域、盗採等の違反行為のおそれがある地域、利用者の入り込みが多い地域、山火事等の発生が懸念される地域等においては、林野火災予防消防監視員、森林保全推進員、森林保全巡視指導員、自然保護監視員、鳥獣保護員、林業関係者等が相互に連携して、巡視活動並びに利用者への指導を行うこととします。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成し、計画に基づいた施業を実施することは、当町森林整備計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進します。

森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画するものとします。

- (1) IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- (2) IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- (3) IIの第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- (4) IIIの森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

2 森林の整備を通じた地域振興に関する事項

国内で北限に位置するブナ林やニセコ・積丹小樽海岸国定公園区域内のニセコ連峰散策等のグリーンツーリズムによる地域振興を検討します。

3 森林の総合利用の推進に関する事項

森林とのふれあいの場としての整備が期待されていることから、景観を維持するために広葉樹を中心とした植栽を行うとともに、キャンプ場、管理施設、遊歩道等の施設の整備を行うこととします。

4 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組みに関する事項

森林に対する住民のニーズは高度・多様化しており、住民の理解と協力の下、地域住民や都市住民のニーズに応えた多様な森林整備を推進していくことが必要です。

また、様々な体験活動を通じて森林と関わる形での森林利用への期待が高まっていることから、森林所有者等の理解と協力を得ながら、開かれた森林を確保しその整備を進めるとともに、森林環境教育や健康づくり等の森林利用を推進していくこととします。

【主な取組み】

- ①漁業者など広く住民参加による林業体験活動の推進（枝打ち、植樹）
- ②親子を対象とした「森林環境教育」の推進

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

尻別川は河口下流域の本町をはじめ、上流域の各町村の水源地として重要な役割を果たしています。このようなことから、上下流の住民団体等の連携による「住民参加による林業体験活動」を、積極的に働きかけることとします。

(3) その他（青少年の学習機会の確保に関する事項）

小中学校の教育課程に導入された「総合的な学習の時間」等を活用し、森林に関する学習機会の確保や森林について学ぶことができる場所の整備等、青少年の学習機会の確保を図ります。

5 その他必要な事項

(1) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。

その整備に当たっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図るものとします。

特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については、「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにしたうえで、その実施の確保を図るものとします。

なお、「要整備森林」は、地域森林計画において指定されます。

(2) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うよう留意します。

①保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の施業方法に係る一般的留意事項は、次のとおりです。

なお、保安林及び保安施設地区の施業方法については、個々の指定施業要件が定められていますが、制限の決定及び立木伐採の許可等の処理は、保安林制度の一環として行われますので、留意が必要です。

ア 主伐の方法

(ア) 伐採できる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとします。

(イ) 伐採方法は、次の3区分とします。

a 伐採方法の指定なし（皆伐を含む。）

b 択伐（伐採区域内の立木を均等な割合で伐採するもの。）

c 禁伐（全ての立木の伐採を禁止するもの。）

イ 伐採の限度

(ア) 皆伐面積の限度は、森林法施行令第4条の2第3項の規定に基づき公表される面積の範囲内とします。

(イ) 一箇所当たりの皆伐面積の限度は、次のとおり指定施業要件に定められています。

a 水源かん養保安林（ただし、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上これと同一の取り扱いをすることが適当と認められる森林に限る。）については、20ha以下とします。

b 土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林については、10ha以下とします。

c その他の保安林であって、当該森林の地形、気象、土壌等の状況を勘案し、特に保安機能の維持又は強化を図る必要があるものについては、20ha以下とします。

(ウ) 防風・防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帯状に残存させなければなりません。

(エ) 択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとします。

(オ) 初回の択伐率は、指定施業要件に定められている率とします。

また、2回目以降の択伐率は、伐採をしようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を伐採をしようとする当該森林の材積で除して

算出し、この率が10分の3を超えるときは10分の3（指定施業要件で定められた条件を満たす場合には10分の4）とします。

ウ 特例

(ア) 伐期齢の特例の認められている保安林は、標準伐期齢に達していなくても伐採することができます。

(イ) 伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあつては伐採指定なし、同じく禁伐と定められている森林については択伐とします。

(ウ) 特例の有効期限は、当該特例の指定日から10年を超えないものとします。

エ 間伐の方法及び限度

(ア) 間伐をすることができる箇所は原則として、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とします。

(イ) 間伐の限度は、該当森林の立木材積の100分の35を超えない範囲で、指定施業要件に定められた率とします。

オ 植栽の方法及び期間

(ア) 伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するように行われなければなりません。

(イ) 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行わなければなりません。

② 自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における施業方法の決定は、表1の「特別地域内における制限」により行います。

表1

区分	制限内容
特別保護地区	特別保護地区内の森林は、禁伐とします。
第1種特別地域	(1) 第1種特別地域内の森林は、禁伐とします。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができます。 (2) 単木択伐法は、次の規定により行います。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定します。 イ 択伐率は、現在の蓄積の10%以内とします。
第2種特別地域	(1) 第2種特別地域内の森林は、択伐法とします。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り皆伐法によることができるものとします。 (2) 道路などの公園事業に係る施設、集団施設地区の周辺（造林地、要改良森林、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法によるものとします。 (3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とします。 (4) 択伐率は、用材林においては30%以内とし、薪炭林においては60%以内とします。 (5) 特に指定した風致木については、保育及び保護に努めることにします。 ア 一伐区の面積は、2ヘクタール以内とします。 ただし、疎密度3より多くの保護木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができます。 イ 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできません。この場合においても、伐区は努めて分散しなければならない。
第3種特別地域	(1) 第3種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限は設けないものとします。

③ その他の制限林

その他の制限林における伐採方法は、表 2 のとおりとします。

表 2

区 分	伐 採 方 法
その他制限林	<p>(1) 原則択伐とし、伐採率は蓄積の 30% とします。</p> <p>(2) 鳥獣保護区特別保護地区内の鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められる森林については、択伐（その程度が著しいと認められるものについては禁伐）とします。</p> <p>(3) 次の砂防指定地内の森林については、皆伐を行うことができます。</p> <p>① 伐採面積が 1 ヘクタール未満のもの。</p> <p>② 森林施業計画で皆伐として計画されたもの。</p> <p>(4) 史跡、名勝又は天延記念物に指定されている区域（伝統的建造物群保存地区を除く。）においては、禁伐とします。</p>

(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業者、北海道指導林家や青年林業士など地域の関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう道の指導機関と連携した普及啓発を進めます。

別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持推進を図る森林の区域

【道有林】

1共通のゾーニング

区分	森林の区域		面積
	林班	小 班	
水源涵養林	69	全域	10,069.40
	70	全域	
	71	全域	
	72	全域	
	73	全域	
	74	全域	
	75	1,3,4,31,51～57,60～63	
	76	1,3,7,8,31～33,41,51～65	
	77	全域	
	78	全域	
	79	全域	
	80	2,4,12,17,31,41～43,51～60	
	81	1～4,7,34,41～43,51～57	
	82	1～5,31,32,51～54	
	84	1,2,7,12～14,18,31～34,36,38,39,41～46,51～53,55,56,60,62～66	
	85	全域	
	86	全域	
	87	全域	
	88	6～8,31,33,41,51,52,54～68	
	147	2,13,51	
	148	1,3,5	
	149	全域	
	150	全域	
	151	全域	
	152	全域	
	153	全域	
	154	全域	
	160	1,4	
	161	1～3,5	
	162	全域	
	164	1,2,31,32	
	165	6,7,9,11～14,31,32,51～71	
166	1～3,51～53,55～64		
167	2,3,5,6,31,48,55		
168	2		
169	2～7,31,40,41,52,57～62		
171	1～4,51		
172	1～4,51,52		

区分	森林の区域		面積
	林班	小 班	
山地災害防止林	74	全域	1,742.80
	75	1,3,4,31,51～57,60～63	
	76	1,3,7,8,31～33,41,51～65	
	77	全域	
	78	全域	
	79	全域	
	83	1,9～17,31～37,41～44,46,51～55	
	159	10	
	167	11	
	169	11	
生活環境保全林		該当無し	
保健・文化機能等維持林	148	4	4,620.34
	155	1～4,31,51,52	
	156	全域	
	157	全域	
	158	全域	
	159	全域	
	160	5	
	161	4	
	163	1	
	164	3	
	165	14	
	166	4	
	167	1	
	168	1	
	169	1	
	170	全域	
	171	1～4,51	
172	1～4,51,52		
173	1～4		
木材生産等林		該当無し	
白地	75	98	172.43
	76	98	
	80	48	
	81	48	
	82	48	
	83	45,48	
	84	48	
	88	48	
	147	95	
	155	98	
	167	98	
	168	47,48	
	169	95	
	171	95,98	
	172	97,98	
173	46,48		

2 上乗せのゾーニング

区 分	森 林 の 区 域		面積
	林班	小 班	
水資源保全ゾーン	171	全域	685.07
	172	全域	
生物多様性保全ゾーン			
水辺林タイプ		該当無し	
保護地域タイプ	148	4	63.23
	156	9,10,33	
	158	1,4,31	
	159	5,9	

別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

【一般民有林】

1 共通のゾーニング

区分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
水源涵養林	1	全域	6,973.58
	2		
	3	28, 30, 32, 34, 40	
	4	1, 7, 8, 113, 132, 157, 168~176, 182	
	5		
	6		
	7		
	8	1~12, 14~18, 20~34, 36, 37, 40, 42, 45, 47, 49~53, 59~63, 68, 69, 73, 75~79, 81~106, 110, 112, 113, 116~119, 121, 122, 124~129, 134~138, 140~143, 145, 152, 155, 156, 166, 168, 170, 173, 177~181, 183, 184	
	9	2, 4, 12, 112~117, 120, 121, 139~142, 144, 145, 154, 175~193, 199	
	10		
	11		
	12		
	13		
	14	1~24, 27~30, 32~34, 36, 38, 39, 41~45, 48~58, 60~67, 72~91, 97, 99~105, 107, 108, 110, 111	
	15		
	16		
	17		
	18	20, 32, 35, 37, 65, 70, 77~81, 83, 84, 101~110, 112~116	
	19		
	20	全域	
	21		
	22		
	23	93, 156	
	24	31~42, 44, 45, 87, 89, 91, 96, 98, 101, 114, 125, 139	
	25	42, 106, 107	
	26	70, 98, 99, 118	
	27	8, 11, 23, 24, 28~30, 32, 67~72, 75~83	
	28	20, 39, 41, 42	
	29	20, 181, 185	
	30	21, 29~32, 34, 35, 70, 75, 77, 78, 80~89, 106, 108, 112~114	
	31	10, 76, 103, 104, 109~112, 114~120, 123を除く全域	
	32		
	33		
	34	43, 52, 87, 88, 98, 113, 115, 154	
	35	40, 41, 45	
	36	5, 15, 16, 18, 20, 21, 27, 29~38, 47~50, 58	
	37		
	38		
	39	14, 17, 18, 20~23, 35, 38, 40, 52, 56, 71~74, 81	
	40		
	41		
	42		
	43	33~35	
	44	7~11, 28~30	
	45	全域	
	46		
	47	30~32, 34~36, 43	
	48	全域	
	49	全域	
	50	1~13, 15~27, 33, 34, 37~40, 47~67	
	51	6, 11, 21, 34, 39~43, 48~50, 68, 69, 73, 74, 76, 100, 103, 123, 124, 127~131, 133	
	52	12~14, 25, 60, 61, 64, 66	
	53		
	54	42, 43, 109, 112~114	
	55	1~5, 7, 10~20, 27~33, 35~38, 40~44, 47, 50, 52, 53, 56~63, 69~79, 82~84	
	56	30, 32~34, 50, 52, 101~103, 106, 107	
	57	21~24を除く全域	
	58	1~5, 7, 9, 12, 13, 16, 17, 19, 22, 23, 25~27, 29~35, 37, 44~50, 53~56, 66, 71~79	
	59	14, 15, 39を除く全域	
	60		
	61	1, 6, 11, 20, 21, 23, 29~37, 39~41, 44, 45, 47, 54, 58, 66~77, 79~81, 94, 95, 100, 102~104, 111, 113~119	
	62	全域	
	63	15, 16, 42を除く全域	
	64	全域	
	65	15~17, 19~32, 34~36, 40	
	66	1	
	67	56を除く全域	
	68	5, 15, 19, 21, 40, 47, 48, 50, 63~71, 73~77, 79~82, 90, 91, 93, 94, 100~102, 123~126, 133	
	69	23~50, 58, 60, 67, 69	
	70	3, 7~10, 14~17, 19, 21, 22, 24~35, 37~44, 47, 69, 70, 73~75, 77, 82, 85, 86, 88, 90~94	
	71		
	72		
	73		
	74		
	75		
	76	1, 2, 14, 23, 24, 35~37, 44, 49~53, 56, 57, 59~61, 67, 70, 71, 73, 76~81, 94, 95, 97, 98, 103, 104, 106, 110, 111, 115, 118, 120~131, 135, 137~140, 142~145, 147~156, 159, 162, 166, 171~173, 175, 176	
	77	1, 3, 45, 51, 92, 101, 102, 106, 109, 110	
	78		
	79	9, 11~13, 17~20, 41, 50, 54~56, 58, 104, 108	
	80	10, 65, 68, 71, 77, 79, 80, 84	
	81	48, 52	
	82	全域	

別表 1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

区分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
山地災害防止林	1		724.22
	2		
	3		
	4	2~4, 6, 16, 55, 64, 68, 83, 89, 115~122, 130, 133, 134, 139, 153~156, 159~161	
	5	15, 20, 73, 77, 90, 92, 94~100, 133, 134	
	6	5, 6, 131	
	7	5, 17, 18, 22, 23, 102	
	8	146~150	
	9	88, 149~153	
	10		
	11	53	
	12		
	13		
	14	92~96	
	15	296, 297	
	16	13, 276	
	17		
	18		
	19		
	20		
	21	162, 165~180, 182, 183, 185, 205	
	22	12, 71, 106~109, 112, 113	
	23	30, 89, 96, 100, 105	
	24	43, 97, 99, 102, 103, 109, 110, 113, 123, 126, 127	
	25	33, 40, 71	
	26	10	
	27		
	28		
	29		
	30	3, 18, 19, 50, 53, 59~68, 90, 91, 93, 98, 105, 115	
	31	10, 76, 103, 104, 109~112, 114~120, 123	
	32		
	33		
	34	1, 40, 44~49, 56, 57, 66, 89, 99, 119, 156	
	35	21, 24, 34, 36, 37, 42~44, 46, 47, 49, 179	
	36		
	37	134~136	
	38		
	39		
	40		
	41		
	42	142~154	
	43	145, 146	
	44	12~14, 21, 31~33, 35, 36,	
	45		
	46		
	47		
	48		
	49		
	50	41~46	
	51	23, 24, 37, 38, 59, 62, 64, 104~107, 113~116, 126	
	52		
	53	86, 96~98, 103	
	54	34, 86, 87, 108, 115	
	55	45, 46, 51, 54, 55, 64~67, 80	
	56	44, 69, 71~73,	
	57		
	58	6, 8, 10, 11, 15, 21, 24, 28, 36, 38~43, 51, 52, 57~59, 63, 65, 67~70	
	59		
	60		
	61	3, 12~16	
	62		
	63		
	64		
	65	38, 39	
	66		
	67		
	68		
	69		
	70		
	71		
	72		
	73		
	74		
	75		
	76		
	77	42, 43, 114,	
	78		
	79	105, 106	
	80		
	81	35~37, 39, 41	
	82		

別表 1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

区分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
生活環境保全 林	1		45.46
	2	1, 2, 4~6, 18	
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	11		
	12		
	13		
	14		
	15		
	16		
	17		
	18		
	19		
	20		
	21		
	22		
	23		
	24		
	25		
	26		
	27		
	28		
	29		
	30		
	31		
	32		
	33		
	34		
	35		
	36		
	37		
	38		
	39		
	40		
	41		
	42		
	43		
	44		
	45		
	46		
	47		
	48		
	49		
	50		
	51		
	52		
	53		
	54		
	55		
	56		
	57		
	58	14, 18, 20, 62, 64	
	59	14, 15, 39	
	60		
	61	48, 64, 65, 101	
	62		
	63		
	64		
	65		
	66		
	67		
	68		
	69		
	70		
	71		
	72		
	73		
	74		
	75		
	76		
	77		
	78		
	79		
	80		
	81		
	82		

別表 1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

区分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
保健・文化 機能等維持林	1		295.22
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	11	84	
	12		
	13		
	14		
	15		
	16		
	17		
	18		
	19		
	20		
	21		
	22		
	23		
	24		
	25	2, 4~6, 9~14, 17, 19, 20, 21, 26, 28~30, 35~37, 43, 45~48, 50, 51, 53, 54, 58~65, 69, 70, 72, 73, 75, 76, 78, 79 81~86, 88, 90, 91, 93~96, 99, 101, 104	
	26		
	27	7, 10, 13~20, 22, 25, 33, 34, 48~55, 57~59, 62, 86	
	28	29, 31, 36, 37, 43~46, 48, 49, 52, 54, 55, 61, 67~73, 75, 77~79, 82~85, 96, 101, 103, 104, 110, 112~122, 125~ 127, 129, 144~146, 148~151, 167, 169	
	29		
	30		
	31		
	32		
	33		
	34		
	35		
	36		
	37		
	38		
	39		
	40		
	41		
	42		
	43		
	44		
	45		
	46		
	47		
	48		
	49		
	50		
	51		
	52		
	53		
	54		
	55		
	56		
	57		
	58		
	59		
	60		
	61		
	62		
	63		
	64		
	65		
	66		
	67		
	68		
	69		
	70		
	71		
	72		
	73		
	74		
	75		
	76		
	77		
	78		
	79		
	80		
	81		
	82		

別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

区分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
木材等生産林	1	29~38, 40~46, 48~55, 57~63, 65, 67, 68, 72~77, 80~87, 89~93, 95, 97, 101, 102, 106, 123, 124, 128, 136	14, 433. 21
	2	138, 139, 175, 178~182, 184~186, 204, 216, 217, 219	
	3	28, 30, 32, 34, 40を除く全域	
	4	5, 7~14, 18, 19, 22, 30, 32~43, 45~54, 56~63, 65, 70~74, 76~81, 84, 88, 90~92, 96~99, 101~103, 105~114, 123~129, 131, 132, 135~138, 140~152, 158, 162~167, 169, 174, 177~181, 183~185	
	5	15, 20, 73, 77, 90, 92, 94~100, 133, 134を除く全域	
	6	5, 6, 131を除く全域	
	7	5, 17, 18, 22, 23, 102を除く全域	
	8	11~13, 16, 18~27, 38, 41, 43, 44, 46, 48, 49, 53~56, 58, 64~67, 70~72, 80, 87, 96, 107~109, 114, 115, 119, 120, 129, 136, 137, 140~144, 151, 153, 155, 157~165, 167, 169, 171~176, 182	
	9	88, 149~153を除く全域	
	10	全域	
	11	53, 84を除く全域	
	12	全域	
	13	全域	
	14	31, 35, 40, 46, 47, 59, 68~75, 78, 79, 109, 110, 122	
	15	296, 297を除く全域	
	16	13, 276を除く全域	
	17	全域	
	18	1~10, 12~16, 18, 19, 21~31, 38, 59, 60, 64, 73~75, 86, 87, 90~100, 111	
	19	全域	
	20		
	21	162, 165~180, 182, 183, 185, 205を除く全域	
	22	12, 71, 106~109, 112, 113を除く全域	
	23	30, 89, 93, 96, 100, 105, 156を除く全域	
	24	31~45, 87, 89, 96~99, 101~103, 109, 110, 113, 114, 123, 125~127を除く全域	
	25	1, 3, 7, 8, 16, 18, 22~24, 27, 31, 32, 34, 38, 39, 41, 42, 56, 57, 67, 68, 74, 77, 80, 92, 97, 98, 100, 102, 103, 105	
	26	10, 70, 98, 99, 118を除く全域	
	27	1~6, 9, 12, 21, 26, 27, 31, 35~47, 56, 60, 61, 63, 64, 66, 73, 74, 84, 85	
	28	2, 6, 7, 9~11, 13, 14, 16~19, 22, 24~28, 30, 32, 33, 38, 40, 56~60, 62~66, 76, 80, 87, 89~95, 97~100, 102, 105~109, 111, 123, 124, 130~143, 147, 153, 154, 156, 161~166, 168, 170~172	
	29	20, 181, 185を除く全域	
	30	1, 2, 4~14, 16, 17, 20, 22~28, 36~49, 51, 52, 54~58, 69, 71~74, 76, 79, 92, 94~97, 99~104, 109~111, 116~119	
	31		
	32	全域	
	33	全域	
	34	1, 40, 43~49, 52, 56, 57, 66, 87~89, 98, 99, 113, 115, 119, 154, 156を除く全域	
	35	21, 24, 34, 36, 37, 40~47, 49, 179を除く全域	
	36	5, 15, 16, 18, 20, 21, 27, 29~38, 47~50, 58を除く全域	
	37	134~136を除く全域	
	38	全域	
	39	14, 17, 18, 20~23, 35, 38, 40, 52, 56, 71~74, 81を除く全域	
	40	全域	
	41	全域	
	42	142~154を除く全域	
	43	33~35, 145, 146を除く全域	
	44	1~6, 15~20, 23, 25~27, 29, 34, 37	
	45	1, 4~9, 11, 13, 14, 16, 18, 30~40, 43~46, 48, 49, 51, 54, 56	
	46	全域	
	47	30~32, 34~36, 43を除く全域	
	48	1~3, 5~11, 16~18, 23, 36, 38~48, 50, 53, 54, 56~64, 66, 67, 69, 70, 74~82	
	49	10, 15, 17, 26, 27, 29, 62, 64~68, 82, 91, 93, 108~112, 116~126を除く全域	
	50	1, 4, 11, 13, 15~17, 20~38, 47, 49, 51, 52, 56~62, 64~67	
	51	1~5, 7~9, 12~20, 22, 25~36, 39~42, 44~47, 51, 54, 56~58, 60, 63, 65~67, 70~72, 75, 77~81, 83~90, 97~99, 101, 102, 117, 120~122, 125, 128, 132	
	52	12~14, 25, 60, 61, 64, 66を除く全域	
	53	86, 96~98, 103を除く全域	
	54	34, 86, 87, 108, 115を除く全域	
	55	1~4, 6, 8~11, 13, 15~25, 27, 34, 36, 39, 43, 47~50, 56, 59~61, 63, 68, 70, 72, 73, 75~79, 81~83, 85, 86	
	56	30, 32~34, 44, 50, 52, 69, 71~73, 101~103, 106, 107を除く全域	
	57	21~24	
	58	19, 29~34, 37, 44~50	
	59		
	60	全域	
	61	2, 4, 5, 7~10, 17~19, 22, 24~28, 38, 42, 43, 46, 49~53, 55~57, 59~63, 78, 82~93, 96~99, 110, 112, 120~123	
	62		
	63	15, 16, 42	
	64		
	65	1~13, 37	
	66	1を除く全域	
	67	7, 39, 40, 53, 58, 59を除く全域	
	68	1~4, 6~13, 17, 18, 22, 23, 25, 26, 31~34, 38, 39, 43~46, 49, 51, 52, 54~62, 83~85, 87~89, 96, 98, 99, 103~122, 127, 129~132	
	69	全域	
	70	1, 2, 4~6, 11~13, 18, 20, 23, 45~51, 53~68, 72, 79, 81, 83, 84, 87	
	71	全域	
	72	全域	
	73	全域	
	74	全域	
	75	全域	
	76	3~13, 15~22, 25~34, 38~43, 45~48, 53~55, 58, 61~66, 68~70, 72~75, 77, 78, 82~92, 96, 99~102, 105, 107~109, 112~114, 116, 117, 119, 120, 124~134, 136, 141~144, 146~149, 154~158, 160~165, 167~171, 173, 175	
	77	1, 3, 42, 43, 45, 51, 92, 101, 102, 106, 109, 110, 114を除く全域	
	78	全域	
	79	9, 11~13, 17~20, 41, 50, 54~56, 58, 104~106, 108を除く全域	
	80	10, 65, 68, 71, 77, 79, 80, 84を除く全域	
	81	35~37, 39, 41, 48, 52を除く全域	
	82		

別表 1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

- 2 上乘せゾーニング
該当無し

別表2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域

【道有林】

区 分	施業の方法	森林の区域		面 積 (ha)	森林経営計画における主な 実施基準（参考）（注1）
		林班	小班		
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	69	1, 3, 51	3547.28	主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：20ha以下
		70	1, 2, 32, 51~55, 59, 61, 62		
		71	1, 2, 52, 53		
		72	2~4		
		73	1, 31, 43, 44		
		80	51~60		
		81	1, 4, 7, 34, 41~43, 51~57		
		82	1~3, 31, 32, 51~54		
		84	51~53, 55, 56, 60, 62~66		
		85	51, 52		
		86	51~55		
		87	43, 51~60, 63, 64		
		88	51, 52, 54~64		
		147	2, 51, 95		
		148	1, 5		
		149	1		
		150	1		
		151	1		
		152	1, 3, 5, 51		
		153	1, 4, 51~57		
154	1				
160	1				
161	1, 2, 5				
162	1, 8, 51				
164	1, 31				
165	6, 9, 12, 13, 31, 51~59, 61, 64~68, 70, 72				
166	1, 2, 51~53, 55~57, 59, 61~64				
169	5~7, 31, 40, 41, 52, 57~59				
	伐採面積の規模の縮小を行うべき森林（注2）		該当なし		主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：10ha以下

区 分	施業の方法		森林の区域		面 積 (ha)	森林経営計画における主な 実施基準（参考）（注1）
			林班	小班		
森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林	長伐期施業を推進すべき森林（注3）			該当なし		主伐林齢：注3の表による 皆伐面積：20ha以下
		複層林施業を推進すべき森林	75	水源涵養機能及び山地災害防止機能へ移動	31.72	
	76					
	77					
	78					
	79					
		83	51, 52, 54, 55			
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	83	1, 9~17, 31~37, 41~46, 53	4,381.38		主伐林齢：標準伐期齢以上 皆伐面積：30%以下又は40%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する
		148	4			
		155	全域			
		156	全域			
		157	全域			
		158	全域			
		159	全域			
		160	5			
		161	4			
		163	1			
		164	3			
		165	14			
		166	4			
167	1, 11					
168	1					
169	1, 11					
170	全域					
173	1~4					
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林			該当なし		特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を維持する

区 分	施業の方法		森林の区域		面 積 (ha)	森林経営計画における主な 実施基準（参考）（注1）
			林班	小班		
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林及び、森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	複層林施業を推進すべき森林	75	51~57, 60, 61, 98	398.03	主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する
			76	51~63, 98		
			77	35, 42, 51~54, 56~58, 60~62		
			78	43, 51, 52, 54, 55		
			79	51~53		
	複層林施業を推進すべき森林	択伐による複層林施業を推進すべき森林	69	2	6,183.46	主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：30%以下又は40%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する
			70	3, 4, 5, 6, 31, 56, 57, 58, 60		
			71	5		
			72	6		
			73	2, 32, 41, 42		
			74	全域		
			75	1, 3, 4, 31, 62, 63		
			76	1, 3, 7, 8, 31~33, 41, 64, 65		
			77	1, 2, 13, 31~34, 41, 59		
			78	4, 6, 9, 31~33, 41, 42, 53		
			79	2, 5, 31~34, 40, 41		
			80	2, 4, 12, 17, 31, 41~43		
			81	2, 3		
			82	4, 5		
			84	1, 2, 7, 12~14, 18, 31~34, 36, 38, 39, 41~46		
			85	6, 9, 10, 31~33, 36, 37, 41~44		
			86	1, 5, 7~10, 31, 36~44		
			87	1, 5~7, 31~38, 41, 42, 44, 61, 62		
			88	6, 7, 8, 31, 33, 41, 65~68		
			147	13		
			148	3		
			149	2		
			150	5		
			151	7		
	152	7				
	153	5				
	154	2				
	160	4				
161	3					
162	9					
164	2, 32					
165	7, 11, 15, 32, 60, 62, 63, 69, 71					
166	3, 58, 60					
167	2, 3, 5, 6, 31, 48, 55					
168	2					
169	2, 3, 4, 60, 61, 62					
171	1~4, 51, 95					
172	1~4, 51, 52, 95					

別表2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域

【一般民有林】

区分	施業の方法	森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画における 主な実施基準(参考) (注1)
		林班	小班		
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	1	全域	7,165.89	主伐林齢:標準伐期 齢+10年以上 皆伐面積:20ha以下
		2	3,7~13,15~17,19,21~28,108,114~119,140~145,147~174,176,177,183,190,191,193~196,200~203,205,206,208~212,214,215,218,220~223		
		3	28,30,32,34,40		
		4	1,7,8,113,132,157,168~176,182		
		8	1~12,14~18,20~34,36,37,40,42,45,47,49~53,57,59~62,68,69,73,75~79,82~106,112,113,116~119,121,122,124~129,134~138,140~143,145,152,155,156,166,168,170,173,177~179		
		9	2,4,12,112~117,120,121,139~142,144,145,154,175~193,199		
		14	1~24,27~30,32~34,36,38,39,41~45,48~58,60~67,72~91,97,99~105,107,108,110,111		
		18	20,32,34,35,37,65,70,71,77~81,83,84,101~110,112~116		
		20	全域		
		23	93,156		
		24	31~42,44,45,87,89,96,98,101,114,125		
		25	42,106,107		
		26	70,98,99,118		
		27	8,11,23,24,28~30,32,67~72,75~83		
		28	20,39,41,42		
		29	20,181,185		
		30	21,29~32,34,35,70,75,77,78,80~89,106,108,112~114		
		31	10,76,103,104,109~112,114~120,123を除く全域		
		34	43,52,87,88,98,113,115,154		
		35	40,41,45		
		36	5,15,16,18,20,21,27,29~38,47~50,58		
		39	14,17,18,20~23,35,38,40,52,56,71~74,81		
		43	33~35		
		44	7~11,28,29,30		
		45	全域		
		47	30~32,34~36,43		
		48	全域		
		49	全域		
		50	1~13,15~27,33,34,37~40,47~67		
		51	6,11,21,34,39~43,48~50,68,69,73,74,76,100,103,123,124,127~131,133		
		52	12~14,25,60,61,64,66		
		54	42,43,109,112~114		
		55	1~5,7,10~20,27~33,35~38,40~44,47,50,52,53,56~63,69~79,82~84		
		56	30,32~34,50,52,101~103,106,107		
57	21~24を除く全域				
58	1~5,7,9,12,13,16,17,19,22,23,25~27,29~35,37,44~50,53~56,66,71~79				
59	14,15,39を除く全域				
61	1,6,11,20,21,23,29~37,39~41,44,45,47,54,58,66~77,79~81,94,95,100,102~104,111,113~119				
62	全域				
63	15,16,42を除く全域				
64	全域				
65	15~17,19~32,34~36,40				
66	1				
67	56を除く全域				
68	5,15,19,21,40,47,48,50,63~71,73~77,79~82,90,91,93,94,100~102,123~126,133				
69	23~50,58,60,67,69				
70	3,7~10,14~17,19,21,22,24~35,37~44,47,69,70,73~75,77,82,85,86,88,90~94				
76	1,2,14,23,24,35~37,44,49~53,56,57,59~61,67,70,71,73,76~81,94,95,97,98,103,104,106,110,111,115,118,120~131,135,137~140,142~145,147~156,159,162,166,171~173,175,176				
77	1,3,45,51,92,101,102,106,109,110				

		79	9, 11~13, 17~20, 41, 50, 54~56, 58, 104, 108							
		80	10, 65, 68, 71, 77, 79, 80, 84							
		81	48, 52							
		82	全域							
	伐採面積の規模の縮小を行うべき森林(注2)			該当なし		主伐林齢:標準伐期齢+10年以上 皆伐面積:10ha以下				
区分	施業の方法	森林の区域			面積 (ha)	森林経営計画における主な実施基準(参考)(注1)				
		林班	小班							
森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林	長伐期施業を推進すべき森林(注3)	4	2~4, 6, 64, 68, 133, 134		416.22	主伐林齢:注3の表による 皆伐面積:20ha以下				
		22	12, 106~109, 112, 113							
		23	30, 89, 96							
		24	97, 99, 102, 103, 123, 126, 127							
		25	33, 71							
		26	10							
		34	44, 45, 56							
		35	21, 24, 34, 36, 37, 43, 44, 46, 47, 49							
		44	31~33, 35							
		58	6, 8, 10, 11, 15, 21, 24, 28, 38~43, 51, 52, 57~59, 63, 65, 67~70							
		61	3, 12~16							
		65	38, 39							
		81	35~37, 39, 41							
		複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	4			15, 16, 139, 153~156, 159~161		544.65	主伐林齢:標準伐期齢以上 皆伐面積:70%以下 その他:標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する
11	84									
22	71									
23	100, 105									
25	2, 4 ~ 6, 9 ~ 14, 17, 19 ~ 21, 26, 28, 29, 35 ~ 37, 40, 43, 45 ~ 48, 50, 51, 53, 54, 58~65, 69, 70, 72, 73, 75, 76, 78, 79, 81~86, 88, 90, 91, 93~96, 99, 101, 104									
27	7, 10, 13~20, 22, 25, 33, 34, 48~55, 57~59, 62, 86									
28	29, 36, 37, 43 ~ 46, 48, 49, 52, 54, 55, 61, 67 ~ 73, 75, 77 ~ 79, 82 ~ 85, 96, 101, 103, 104, 110, 112 ~ 122, 125 ~ 127, 129, 144 ~ 146, 148 ~ 151, 167, 169									
30	3, 18, 19, 50, 53, 59, 61~64, 67, 105, 115									
31	10, 104									
34	1, 40, 46~49, 57, 66, 89, 99, 119, 156									
35	42, 179									
44	12~14, 21									
58	14, 18, 20, 36, 62, 64									
59	14, 15, 39									
61	48, 64, 65, 101									
77	42, 43									
79	105, 106									
択伐による複層林施業を推進すべき森林				2	1, 2, 4~6		166.33	主伐林齢:標準伐期齢以上 皆伐面積:30%以下又は40%以下 その他:標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する		
				4	55, 83, 89, 115~122, 130					
		5	15, 20, 73, 77, 90, 92, 94~100, 133, 134							
		6	5, 6, 131							
		7	5, 17, 18, 22, 23, 102							
		8	146~150							
		9	88, 149~153							
		11	53							
		14	92~96							
		15	296, 297							
		16	13, 276							
		21	162, 165~180, 182, 183, 185, 205							
		24	43, 109, 110, 113							
		30	60, 65, 66, 68, 90, 91, 93, 98							
		31	76, 103, 109~112, 114~120, 123							
37	134~136									
42	142~154									
43	145, 146									
44	36									

		50	41～46		
		51	23, 24, 37, 38, 59, 61, 62, 64, 104～107, 113～116, 126		
		53	86, 96～98, 103		
		54	6, 7, 34, 86, 87, 108, 115		
		55	45, 46, 51, 54, 55, 64～67, 80		
		56	44, 69, 71～73		
		77	114		
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし		特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を維持する

注1 森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、注2、注3に定める方法のほか、農林水産省令（森林法施行規則）で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

注2 「伐採面積の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の1伐区あたりの伐採面積は10ha以下とする必要があります。

注3 「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

	樹種	主伐可能な林齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	120年以上
	トドマツ	80年以上
	カラマツ（ゲイマツとの交配種を含む）	60年以上
	その他針葉樹	80年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林含む）	60年以上
	その他広葉樹	80年以上
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	120年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	160年以上

参考資料 間伐を実施する必要が有ると認められる森林の区域

【一般民有林】

森林の区域		面積 (ha)
林班	林小班	
2	179, 184	227.54
5	61	
6	126	
9	94, 95, 105	
10	94, 131, 210, 211	
13	70, 71, 72, 75, 80, 91, 92, 99	
14	8, 16, 17	
15	65, 73, 75, 78, 81, 181, 182, 183, 195, 209, 213, 217, 229, 235, 268, 269	
16	79, 167, 168, 257, 262	
17	190, 192, 222	
18	80, 81, 83	
19	12, 93	
20	11, 12, 14, 18	
21	191, 192, 196	
23	27, 36, 78, 81, 82, 92, 108, 109, 119, 122, 130, 184, 193, 228	
24	89, 100	
25	5, 37, 94, 95	
26	41, 90	
27	62	
28	101, 151, 162	
29	117, 128, 131, 133, 134, 143, 144	
31	15, 51, 105	
32	24, 79	
34	109, 110, 117	
35	11, 12, 16, 23, 26, 29, 32, 33, 101, 106, 109, 184	
36	23, 45	
37	13, 94, 129	
43	12, 68, 69, 113	
45	32, 34, 37	
46	6, 93, 104, 116, 122, 125	
48	31, 43	
52	61	
53	52, 94	
54	89	
55	84	
57	23	
58	66	
66	54, 163, 187	
68	90, 127	
70	83	
71	96	
72	77, 139	
77	30, 86	
79	51	
81	31, 86	

Ⅲ 森林の保護に関する事項
別表3

【道有林】

対象鳥獣の種類	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
エゾシカ	71～75	全域	3,281.90
	84	全域	
	88	全域	
	162	全域	
	164	全域	
	165	全域	

【一般民有林】

対象鳥獣の種類	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
エゾシカ	8～13	全域	7,854.49
	15	全域	
	17	全域	
	32	全域	
	35～39	全域	
	43	全域	
	45～56	全域	
	71～74	全域	

注 森林の区域の記載については、付属資料の市町村森林整備計画の概要図に
図示することをもって代えることができる。